



KUMAMOTO

GREEN Rotary-Club

The Weekly Bulletin

Kumamoto green rotary-club district 2720 rotary international



ロータリー:
変化をもたらす

2017~2018年度テーマ

国際ロータリー 「変化をもたらす」

R.I. 会長 イアンH.S.ライズリー

地区方針 「ロータリーを奨励し、ロータリーを楽しもう」

R.I. 2720 地区 ガバナー 永田壮一

熊本グリーンRC 「ロータリーを楽しみ、会員相互の研鑽・親睦を深めよう」

熊本グリーンRC会長 河野景治

■例会日：毎週月曜日 18:30~19:30
■例会場：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル
TEL096-326-3311

■創立：平成元年2月22日 ■会長：河野景治 ■幹事：中島三千代 ■会報担当：長野義文
■事務所：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル内
TEL096-354-4521 FAX096-354-4053 E-mail:kgro@serc2720.org

国際ロータリー
第2720地区

熊本グリーンロータリークラブ週報

【2017年11月27日】

第1281回

2017-2018年度 第18回

【例会】

1. 開会・点鐘 18:30

2. 食事と交歓

「奉仕の理想」(ロータリーソング)

来訪者紹介 (河野 景治 会長)

来訪者

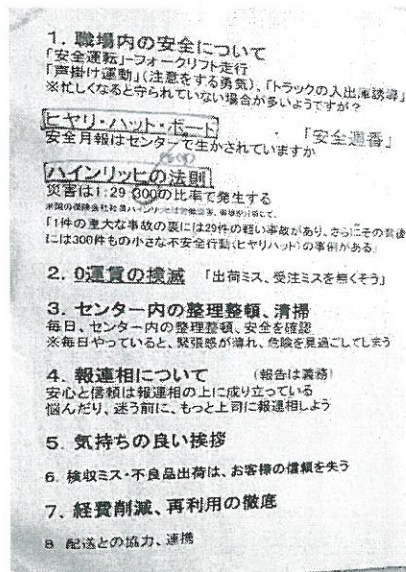
熊本江南RC 住永 金司 君

友情の握手

会長スピーチ (河野 景治 会長)

この一週間は、奉仕プロジェクト委員会の事業である職場訪問(21日)、そして農業委員会(イモ掘り)と、職業奉仕関連のクラブ事業が実施されました。関連の委員会、参加メンバーの方々には誠にお世話になりました。農業委員会は松村会員からその報告があるかと存じます。職場訪問については、福島委員長が本日例会参加できないため、私からご報告を申し上げます。21日に参加者12名で福岡の拓新産業様にお伺いいたしました。拓新産業様では既にグリーンクラブの為にわざわざジュメをご準備いただいております。藤川社長から直々に「働きやすい職場環境を目指して~わが社の働き方改革30年~」の講義をいただきました。その内容は、経験と研鑽で積み上げられたもので、自営業である小生にとって今後糧となる幾つもの引出しを賜った次第で、非常に感銘深いものでございました。壁に貼ってあった掲示物の

もの引出しを賜った次第で、非常に感銘深いものでございました。壁に貼ってあった掲示物の撮影も快く了解いただきました。ちょうど先週は「勤労感謝の日」もございまして、時を同じくしてその神髄のお話を拝聴できた次第です。また、「勤労感謝の日」は昔、「新嘗祭(にいなめさい)」でございました。(収穫を祝う祭事ですが皇室の行事という事でもあり名称が変わったとの説もありますが)そして米国の11月の第4木曜日はサンクスギビングデー(感謝祭)、第4金曜日はブラックフライデーと、この一週間は、一年を通じて職業(勤労)~収穫~感謝~を再確認する週でもあったかと存じます。(農業委員会のイモ掘りも、まさしく収穫祭でございました。)これからも職業に感謝、そして創出される収穫に感謝を~と、再確認の一週間でもございました。



卓話予定

12/4 元美術館学芸員 井上 正敏 氏

12/11 石浦 順一 会員卓話

12/18 「年忘れ家族会」※年次総会を例会の時間に開催。

12/25 「定款第8条第1節に基づき」例会取り止め

1/5 (金) 「熊本市域17RC合同 新春合同例会」(12:30~例会/13:00~14:00懇親会)

★熊本グリーンRC会員は、ホストクラブの熊本北RCのサポートで11:00には集合

[熊本グリーンRC ホームページアドレス] <http://www.kgro.com/>

これは、昭和 29 年 4 月 8 日 最高裁第 1 小法廷判決が、「相続財産たる金銭その他の可分債権と共同相続人の分割承継」について、「相続人数人ある場合において、相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解すべき」と判示していたためです。比較的最近も、平成 16 年 4 月 20 日 最高裁第 3 小法廷判決が、「相続財産である可分債権につき共同相続人の 1 人がその相続分を超えて債権を行使した場合に他の共同相続人が不法行為に基づく損害賠償又は利得の返還を求めることの可否」について同様の判断を基礎として判決を下しています。

従前の扱いと、昨年末の判例変更後とで、どのような違いがあるのか？これについて、続いてご説明します。

昨年末の判例変更後、つまり現在では、どれだけ預貯金の額が少なくとも、遺産分割がまとまるまで（当事者だけの話し合いによる分割協議か、家庭裁判所での遺産分割調停、あるいは、調停がまとまらない場合の遺産分割審判まで）、とにかく、相続人各自では預貯金に手をつけることができなくなったわけです。

これまでだって、銀行は、相続人全員の実印と印鑑証明をそろえなければ、引き出しには応じなかったよという経験を持たれた方もいらっしゃるかもしれませんが、それは、金融機関が、相続人間のトラブルに巻き込まれるのを嫌がったため過度に保守的になったというだけで、法的には必要のないハードルを設けられていたものです。

直接に、銀行相手に、相続を理由として自分の相続分だけ払い戻せと求めれば、回収ができた（最悪訴訟によってでも）のがこれまでの判例及び実務だったわけです。

ところが、今後は、銀行相手に、単独で、直接払い戻しを請求することができなくなりました。これは非常に面倒なことです。

1000 万円の預金でも、100 万円の預金でも、遺言がなければ、遺産分割協議をし、これがまとまらなければ、家裁に調停の申立をし、これもまとまらなければ審判を待つ必要があることになったためです。

遺産分割協議は、必ず全員が参加しなければ有効に成立しませんので、かなりの手間です。

また、調停は、相手方の居住地に管轄がありますし、かなりの期日と時間を重ねることになる（過去には遺産分割十年といわれていた時代もあると聞きます）ため、これまた大変な手間です。

昨年、当職の種子島出張が続いたのも、遺産分割のためでした。相続財産は預貯金のみ、かつ、相続人がたったの 2 人の事件でしたが、調停を起こさざるを得ず、相手方の住所地で手続きをせねばならなかったのです。

（この事件は、定額貯金の事案でしたので、従前の判例の取り扱いでも遺産分割必須でした。今後は、銀行預金や通常貯金でも同様に扱いになるわけです。）

遺産分割まで預貯金がおろせないとなると何が困るでしょう。

お分かりになりますか。

葬儀費用。確かに。

しかし、非常に大きな問題となるのは、相続税の納付かと思われます。

平成 27 年 1 月から相続税控除額が 6 割に減額され、申告・納付を要する人が増えました。平成 26 年は 100 人中 4.4 人だったのが、平成 27 年には 8.0 人となっています。

預貯金がおろせず、どれだけ多額の遺産があっても、自腹を切って一度納めねばならなくなるわけです。

納税に限らず、いちいち協議、調停場合によっては審判を待たねばならない負担はかなりのものです。

これを回避する手っ取り早い方法が、遺言です。

遺言に、どの預貯金は全部誰に相続させる等と明確に記しておく、あるいは、遺言執行者を定めて、その者に解約払い戻しをさせた上で、誰々に何分の何、誰々に何分の何の割合で分けるといったことを定めておくだけで、遺産分割協議も、調停・審判も不要になります。

遺言執行者を定めておけば、その者一人で手続きができます。

（戸籍謄本類などは必要ですが、他の相続人の協力は不要です。）

特に、冒頭でも少し触れた公正証書遺言にしておけば便利です。

自筆遺言だと、要件が厳格で場合によっては無効となるリスクがあるうえ、相続人間で、そもそも成立の真正に争いが生じるといった、先だった者には堪え難い紛争の火種となる場合さえあります。また、検認という手続きが必要になります。

公正証書だとこれが省けるわけです。

また、内容が簡単なもので、関係者に争いもないのであれば、弁護士に依頼するまでもなく、直接に公証人役場に行って相談して作ることもできます。

これがないと、わずかな預貯金の引き出しにも、先に話したとおり、協議や調停・審判が必要になってしまうわけです。

ならば、もともとのように預貯金は当然分割の方がよかったじゃないかというご意見もあろうかと思いますが、実は、そうではないのです。

<事例>

5000万円の不動産、5000万円の預貯金

相続人、子がA B二人の事例

1 生前に、Aが5000万円の預貯金をもらっていた場合、

親の死亡により、ABは不動産の遺産分割をすることになりますが、ここで、Bは、Aが生前に受けていた贈与を「特別受益」と主張して、不動産は全部、Bがとるといえることになります。

5000万円ずつ。

民法第903条1項が「共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする」と定めているためです。相続人間の公平をはかるための仕組みです。

2ところが、生前にAがもらっていたのが、5000万円の不動産だった場合、従前の裁判例によれば、親の死亡により、子は、当然、遺産分割を経ることなく、2500万円ずつの預金債権を取得することとなります。

すると、Aは7500万円相当の財産を、Bは2500万円の財産を得ることになり、不公平な結果となります。

生前贈与されず残された財産が、不動産などなのか、預貯金なのかで金銭的な公平が害されることになるわけです。

なお、とんでもなく不公平という場合は、遺留分減殺という仕組みで調整を図ることができますが、先の事例ではこれも使えません（先の事例では遺留分は4分の1）。

というわけで、預貯金も遺産分割が必要というこれからの扱いの方が、公平には資するのですが、先ほどお話ししたとおり、場合によっては非常に面倒なこととなるので、これまで以上に遺言作成の必要性が高まったといえます。

例えば、大した財産は残さないから、子供たちは争わないから・・・なんて無責任なことをいって遺言の作成を怠ることは、残された者泣かせとなることに注意しなければなりません。弁護士は、もめたほうが仕事になり儲かるわけですが老婆心ながら。

遺産分割協議や調停等について弁護士に依頼すると、経済的利益の額に応じてそれぞれの段階で多額の費用を要しますが、遺言書作成については、その5分の1程度の額で作成できることが通常かと思われれます。

また、内容が単純で、しかも、遺言執行者をご家族で確保できるのであれば、弁護士に依頼することなく、直接に公証人役場へ行って作成することもできるのです。

これから何十年か、遺言が必要になることなどないと思っておられる方が多数とは思いますが、保険と同じで、お守りと思って、作成・活用を検討されることをお勧めします。

ありがとうございました。



フェイスブックで存在感を高める7つのステップ

「ソーシャルネットワークのロータリー国際活動グループ」の委員長を務めるメリッサ・ワードさん（ソインブリッジ・ロータリークラブ所属、米国ニューヨーク州）は、カバナー、第28・29ゾーンのロータリー公共イメーჯコーディネーター補佐を歴任し、数々の地域行事で講演者・研修者を務めた経験があります。本書のために、フェイスブックでの存在感を高めるための7つのヒントをワードさんが紹介してくれました。

- 1 視覚的要素をうまく活用する。フェイスブックページの「一等地」とも言えるカバー写真には、クラブの目的を生き生きと伝える写真を使いましょう。投稿用には、楽しく、躍動的な写真を選ぶことが大切です。
- 2 定期的に投稿する。今後のクラブ活動の情報やアロシエクトの写真を定期的に投稿し、予定している募金行事があればイベント専用のページをつくりましょう。毎週月曜には卓話ゲストの情報、水曜には写真、金曜日にはRotary.orgの記事、のように決めることもできます。
- 3 「いいね!」とシェアを会員に呼びかける。クラブのフェイスブックページの投稿を会員がシェアすれば、その友人の目にとまり、「いいね!」がさらに増えるでしょう。ソーシャルメディアの魔法は、多くの「拡散」にあります。クラブの投稿をできるだけ多くの人のニュースフィードに表示させることがカギです。
- 4 フェイスブックページで募金する。クラブが非営利団体として認められ、フェイスブックで申請手続き（フェイスブックの規約を参照）を行えば、ページ上で寄付を募ることができます。クラブのページがFacebookによって確認・承認され、必要な銀行口座情報を提出することが条件です。留意事項：これは、米国で501(c)(3)に登録された財団または財団を有する米国のクラブのみにも適用されます。
- 5 企業や他団体にタグ付けする。企業名・団体名の前に「@」をつけると、その企業・団体のフェイスブックページが自動的に表示されます。それをクリックすれば、投稿の中でタグ付けすることができます。タグ付けされた相手にはフェイスブックの通知が送られるため、相手にその投稿をシェアしてもらえなれませんと。シェアされれば、さらに多くの人の目に留まることとなります。
- 6 数人の会員でページを管理する。当クラブでは、3人の会員が管理人となっており、それぞれがページの異なる部分を担当することで、ページの更新が忘れられず、ページが乱用されたりする事態を防ぐことができます。
- 7 「イベント」を追加する。加盟認証状伝達式、歴代会長の就任、主な出来事や表彰などを追加すれば、クラブの「年表」となり、エンゲージメントがさらに高まります。

My ROTARYからソーシャルメディア活用に
関するフォーラムに参加し、情報やアイデアを
交換しましょう。

新着情報

「アダム・ライズリー」副会長は、2018年に6回の会長主催平和会議を開催します。これらの会議では、平和とほかの5つのロータリー重点分野、および地域の持続可能な住むのがかかわりを構築します。会長であるあなたを問わす。どなたでも出席できます。会議の詳細と登録についてはMy ROTARYをご覧ください。

インクアートクラブを撮影しているロータリークラブは、[2017年インクアートビデオ賞]への応募をインクアートに勧めました。楽しみながら、素晴らしい作品をインクアートクラブのクラブを紹介する30秒〜3分の作品を募集しています。英語で撮影するが、英語の字幕をつける必要があります。詳しくは「インクアートのフェイスブックページ」で。

今後の予定

- 11月
 - ロータリー財団月間
 - 10月30日〜11月5日
 - 世界インクアートクラブ間の表彰状をオンラインで送ります。
 - 28日 Giving Tuesday (寄付の日曜日)。ロータリー財団へのオンライン寄付はいつでも簡単です。
- 12月
 - 疾病予防と治療月間
 - 10日 人権デー
 - 15日 ロータリー国際大会の早期登録割引の最終日